

下呂市告示第 122 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

- 1 委託した公金事務
通園バス協力金の収納事務
- 2 指定公金事務取扱者
下呂市萩原町萩原 600 番地 1
特定非営利活動法人サン・はぎわら
理事長 青木 幸美
- 3 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日